

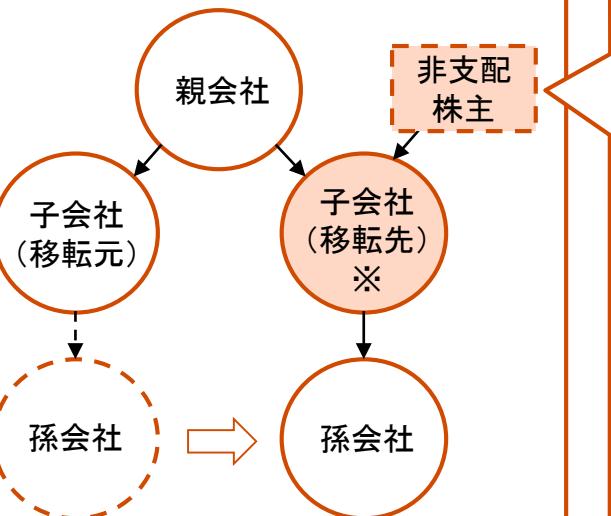
ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」の公表

国際会計基準審議会(IASB)は、2020年11月30日、共通支配下の企業結合に関する会計処理の実務の多様性を軽減し、当該企業結合の報告における透明性と比較可能性を改善することを目的として、ディスカッション・ペーパーを公表しました。コメント提出期限は2021年9月1日です。

プロジェクトの背景

- ・共通支配下の企業結合はIFRS第3号「企業結合」の適用範囲から除かれており、現行のIFRS基準には定めがない
- ・会計処理の実務に多様性(取得法と簿価引継法の選択、簿価引継法による場合の処理の多様性)がある

共通支配下の企業結合のイメージ



子会社(移転先)の会計処理に関するIASBの主な予備的見解

子会社における 非支配株主の有無	適用する会計処理
非支配株主が 存在する(*1)	取得法 (IFRS第3号に従った会計処理と同様(*2))
非支配株主が 存在しない	簿価引継法 (取得した資産・負債を孫会社の帳簿価額で測定)

(*1) 子会社が非公開会社であって、以下のいずれかの場合は簿価引継法を適用

- ・非支配株主の全てが子会社の関連当事者である場合
- ・非支配株主の全てが簿価引継法の適用に反対していない場合

(*2) ただし、割安購入益に相当する額は資本の拠出として処理

維持管理および一貫した適用に関するトピック

公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」(IFRS第16号「リース」の修正案)の公表

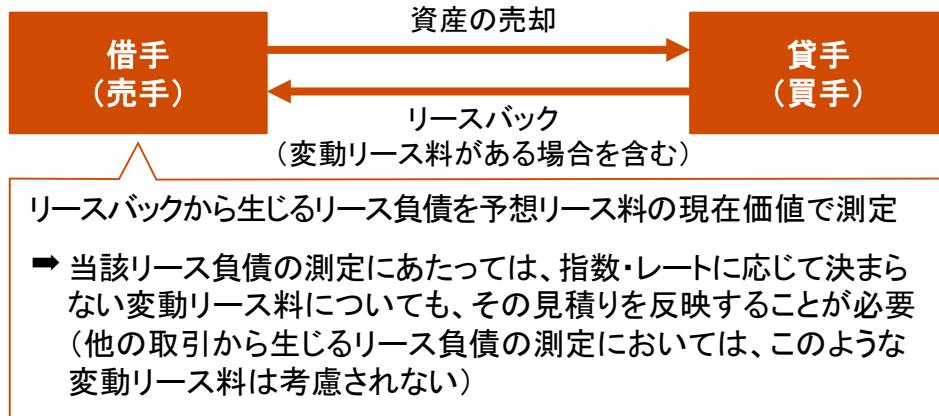
(2020年11月27日)

IASBは、セール・アンド・リースバック取引に関する要求事項を改善するため、以下の提案を含むIFRS第16号の修正案を公表しました。

- 変動リース料を含むリースバックから生じる使用権資産・リース負債の当初測定の方法
- リースバックから生じるリース負債の事後測定の方法

コメント提出期限は2021年3月29日です。

＜本公開草案が対象としているセール・アンド・リースバック取引＞



アジェンダ決定「サプライチェーン・ファイナンス – リバース・ファクタリング」の公表

(2020年12月14日)

IFRS解釈指針委員会(IFRS-IC)は、リバース・ファクタリング契約に関する表示・開示について、以下の内容の明確化を含むアジェンダ決定を公表しました。

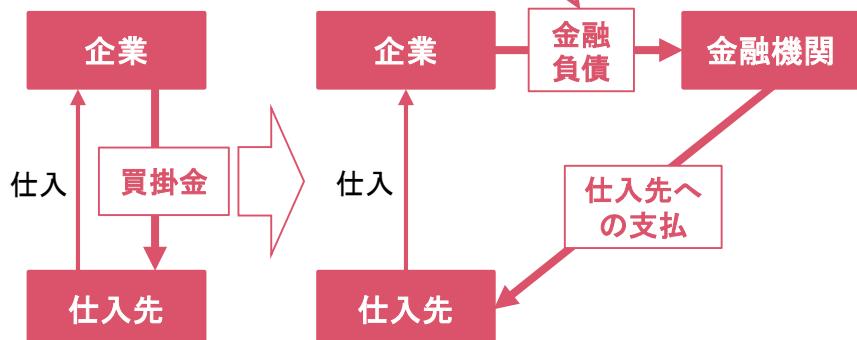
- 財政状態計算書において、金融負債を「買掛金およびその他の金融負債」として表示するかどうかの判断(仕入先に対する買掛金の認識を中止した場合を含む)
- キャッシュ・フロー計算書における営業活動と財務活動の区分に関する判断
- 流動性リスクの開示や追加的な開示に関する判断

＜アジェンダ決定の対象となったリバース・ファクタリング契約＞

リバース・ファクタリング
契約締結前

リバース・ファクタリング契約締結後

どのように表示・開示するか



その他のIFRS関連ニュース (2020年10月～12月)

教育文書「財務諸表に与える気候関連問題の影響」の公表

(2020年11月20日)

IFRS財団は、IFRS基準の適用にあたり気候関連問題が影響を与える可能性のある以下の項目などを例示した教育文書を公表しました。当該文書は、既存のIFRS基準を修正するものではありません。

繰延税金資産の回収可能性	気候関連問題が将来の課税所得の見積りに影響を与える可能性がある
資産の減損	温室効果ガスを排出する製品の需要減少や規制環境の著しい変化が資産の減損の兆候にあたる可能性がある
金融資産の予想信用損失	気候関連問題が将来のシナリオの予想や信用リスクの評価に影響を与える可能性がある
見積りに関する開示	見積りの不確実性の発生要因として気候関連問題が影響を与える可能性がある

IFRS基準の適用後レビュー（グループ会計）

(2020年12月9日)

IASBは、グループ会計に関する以下のIFRS基準の適用後レビューの一環として、当該基準の適用や開示情報に関する市場関係者のフィードバックを得るために、「情報要請」を公表しました。

- IFRS第10号「連結財務諸表」
- IFRS第11号「共同支配の取決め」
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」

コメント提出期限は2021年5月10日です。

IASBは、「情報要請」に対するフィードバックなどに基づき、発見事項を要約し、基準改訂など今後の対応計画を示す予定です。

アンドレアス・バーコウ氏をIASBの新議長に選任

(2020年11月12日)

IFRS財団の評議員会は、ハンス・フーガーホースト氏の後任として、現ドイツ会計基準委員会委員長のアンドレアス・バーコウ氏を2021年7月からのIASBの新議長に選任したことを発表しました。

「サステナビリティ報告」に対する意見の提出

(2020年11月27日)

IFRS対応方針協議会(*)は、2020年9月30日にIFRS財団評議会から公表された「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」に対する意見を提出しました。主な意見は以下のとおりです。

- IFRS財団のネットワークとガバナンスの活用や十分なリソースの確保が重要
- サステナビリティ基準審議会(SSB)のメンバー選定が重要であり、またSSBはIASBとは別の財源を確保すべき
- 気候変動以外のESG要素も並行して対応すべき

(*) IFRSに関する日本の市場関係者の意見集約を目的とした会議体であり、以下の9つの団体から構成されます。

日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本取引所グループ／東京証券取引所、日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省

How PwC can help

PwCがお手伝いできること

IFRS導入支援	グローバル勘定科目統一支援	内部監査支援	決算期統一・決算早期化支援
全面的なIFRSコンバージョン支援から、特定領域のみのアドバイザリーまで幅広くご支援します。	経営情報の比較可能性向上と業務効率化のため、勘定科目の整備と会計マニュアルの作成をご支援します。	アドバイスから、リソースの提供、アウトソーシングまで、クライアントの体制とニーズに適した関与形態でご支援します。	決算早期化の阻害要因を解決し、マネジメントサイクルの統一をご支援します。



海外子会社とのコミュニケーション／協働体制を推進する必要性
グローバル経営管理体制の強化／再構築の必要性

企業買収・再編関連会計アドバイザリー	経理人材育成の研修支援	海外進出の総合支援	複雑な会計領域のアドバイス
M&Aなどの取引実行前段階から実行後段階まで、全ての場面で会計アドバイスを提供します。	クライアントのニーズに合致したカスタマイズした研修を提供して、経理人材の育成を支援します。	海外進出に当たり、現地調査から設立手続きまで総合的に支援します。	複雑な会計領域について、戦略的な会計処理をご提案します。

Contact us

PwC Japanグループの主な法人

PwCあらた有限責任監査法人

PwC京都監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC Japan IFRS ウェブサイト:
<https://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):
<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:
E-mail: jp_aarata_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com